



2017年度 事業報告

自 2017年4月1日

至 2018年3月31日

社会福祉法人 日本国際社会事業団
International Social Service Japan (ISSJ)

目 次

はじめに.....	1
I 相談援助事業.....	2
1. 養子縁組 事例研究 《養子からのルーツ探しの問い合わせ》	
2. 面会交流.....	4
3. 外国につながる子どもの支援.....	5
4. 難民支援.....	6
事例研究 《コミュニティの社会統合》	
II 調査研究・研修.....	8
1. 家庭養護推進へ向けた勉強会	
2. 養子縁組後のフォローアップ調査	
III 広報活動.....	10
1. ISSJ チャリティ映画会&バザー	
2. チャリティコンサート開催	
IV 会員寄付者名一覧.....	11
V 会計報告.....	12
VI 補助金・助成金完了報告.....	13
VII 役員名簿.....	13

はじめに

社会福祉法人 日本国際社会事業団

International Social Service Japan

理事長 永坂 哲

社会福祉法人日本国際社会事業団（ISSJ）の2017年度事業報告書をお届けいたします。

ISSJ は、1952年の設立以来今日に至るまで、子どもが生まれ育った環境や国籍などによって不利な立場に置かれることのないよう、子どもの最善の利益を常に念頭に置いて活動を続けてまいりました。

2016年には児童福祉法が改正され、2017年には厚生労働省から「新しい社会的養育ビジョン」が発表されました。子どもの成長のために継続的かつ安定的な養育環境（パーマネンシー：永続的解決）を保障することに重点が置かれ、ISSJ が長年携わってきた養子縁組も、子どもに永続的な家庭を提供する重要な選択肢として位置付けられました。

一方で、国際結婚や日本で暮らす外国籍家族の増加に伴い、外国に繋がる子どもが直面する生活上の課題は多様化しています。ISSJ に寄せられる相談も、既存の法制度や支援の枠組みだけでは解決できない複雑なものが増えています。一人でも多くの子どもが家族と安心して暮らし成長できるよう、私たちは息の長い支援を続けてまいります。

2017年度の ISSJ の活動は、日本財団、JKA、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、福祉医療機構（WAM）、東京都共同募金会、文化庁からの補助金や助成金、団体会員や多くの皆さまからの個人会費・寄付金によって支えていただきました。また厚生労働省、外務省、法務省、大使館、家庭裁判所、児童相談所、乳児院、児童養護施設等のご協力も大きな支えとなっています。この一年間の皆様からのご支援に、役職員一同心より御礼申し上げます。

I. 相談支援事業

1. 養子縁組

【事業概要】

- 特別養子縁組と普通養子縁組（親族養子縁組を含む）の希望者からの電話・メールでの問い合わせに応じる。養子縁組を希望する養親希望者には家庭調査、マッチング、適応調査、養子縁組申立手続き等を支援する。
- 実親や児童相談所から寄せられる養子縁組を必要とする子どもに関する相談に応じ、実親、子ども、児童相談所、児童福祉施設を訪問し、児童調査を行う。
- 日本に在住する外国籍の養親希望者が本国の中央当局に養子縁組を申請する場合は、中央当局の指針に則り、家庭調査を実施し、調査報告書を作成し、必要書類と共に中央当局に提出をする。
- 養子となった者のルーツ探しの相談に応じる。

【実施状況】

養子縁組を希望する養親希望者に対し、オリエンテーション、初回面接、個別面接、合同面接、家庭訪問を行い、家庭調査を実施した。

2017年度は、他県の児童相談所から入所児童の養子縁組を検討してほしいという相談が寄せられ、児童調査を実施した。児童相談所から児童の記録の提出を受け、入所施設で子どもと面会し行動観察を行った。また、児童相談所の担当者と施設の担当職員とも面会し、子どもの生活面、社会面、情緒面に関する情報提供を受けた。実母との面会では、実母の生い立ち、子どもへの思い、養親への期待などを確認し、養子縁組の同意を得た。

児童調査の結果を受けて、家庭調査を終えて登録中の2組の養親候補者にそれぞれマッチングし、養親候補者とのマッチングインタビューを実施した。委託前の入所施設での実習計画を立て、施設実習を経て、試験的同居（養子縁組前養育）期間を開始した養親候補者には、電話、メール、家庭訪問等で近況を確認しながら、養子縁組全般にかかわる相談に応じた。両ケースとも、同居開始後に養母候補者が子どもへの対応に苦慮し、自信喪失をするという事態が生じたため、養母候補者からの求めに応じて助言をしながら、同居生活を継続できるよう支援を行った。

【成果と課題】

2017年度にマッチングをし委託した2つのケースは、いずれも児童相談所の管轄をまたぐ広域委託を実施した。そのため、子どもを児童福祉施設に措置していた児童相談所、子どもと同居をはじめた養親候補者から同居届を受理した児童相談所、ISSJ の3者

2017年度 養子縁組事業実績

養子縁組問い合わせ件数	240 件
養子縁組を支援した件数	112 件
オリエンテーションの実施件数	7 件
養親候補者の家庭調査	7 件
児童相談所・養護施設訪問 (児童調査を含む)	6 回
養子縁組成立件数	1 件
委託後の適応調査	4 回
外国機関から委託された家庭調査	7 回
親族養子縁組問い合わせ件数	56 件
親族養子縁組支援件数	32 件
ルーツ探し問い合わせ件数	27 件
ルーツ探しを支援した件数	7 件

タイ人配偶者の連れ子や親戚の子どもとの親族養子縁組を希望する養親希望者にも同様の家庭調査を実施し、タイ中央当局への申請手続きを支援した。中央当局に申請書類を提出した後は、定期的に当局に進捗を確認し、書類審査を経て養子縁組の許可が下りるまでフォローアップを継続した。

で、それぞれの役割を確認し、連絡調整を行なった。

今後、広域での子どもの委託や行政と民間が共同して行なう養子縁組においては、子どもと養親候補者に対し、関係者が協働し多角的な支援を提供できる仕組みをつくることが求められる。

● 要約

成人になったばかりという相談者からルーツ探しをしたいとの問い合わせがあり、約1年にわたって支援を実施した。相談者は当事業団を通して養子縁組はされておらず、養子であることを最近知ったばかりであった。様々な方法で支援を実施したが、最終的に実親との連絡はとれなかった。相談者は喪失感を抱えつつも、ルーツを知るために今の段階で出来る限りのことをしたという一定の納得は得られ、今回の支援は終結となった。

1) はじめに

ISSJ ではルーツ探しを養子縁組支援の重要なプロセスとしてとらえている。養子となった者からは、自分のルーツを知りたい、知るための支援をしてほしい、という相談が年間を通じて寄せられる。ISSJ が養子縁組の成立に関わっていない事案の場合、養子本人が当時の記録をもたない限り、なぜ自分が養子縁組されたのかという当時の実親の事情や、養子縁組に至った経緯も分からないままルーツ探しを始めることになる。

2) 事例

2017年春、成人になったばかりという相談者から、実の親を知りたいと問い合わせがあった。相談者は最近養子であることを知り、ショックを受けて相談先を探していたところ、インターネットで ISSJ を見つけた。電話口で相談者は、なぜ養子となったのか、なぜこれまで養子であることが隠されていたのか等、動揺から怒った口調で話していた。ソーシャルワーカーはまず本人の気持ちを確認しながら、ルーツ探しのための具体的な方法を提示した。相談者は自分でできる手続きがあることを知り、気持ちも落ち着いてきた様子だった。

本ケースはISSJを介しての養子縁組ではなかったため、まず本人に戸籍謄本や身分証明書など、本人に関する書類を提出してもらった。次に、実際に事務所に来訪してもらい、直接カウンセリングを行なった。養子縁組当時の記録がないなかでのルーツ探しのため、ルーツを探すことが本人だけではなく実親、実親の家族や養親へ与える影響を説明し、慎重に時間をかけて進めることとなった。

相談者とソーシャルワーカーは電話や手紙で何度もやりとりしながら、なぜ怒りを感じているのか、実父母に何を聞きたいのか、段階を踏んで気持ちの

整理を行った。同時に、本人には養親に当時の状況を確認してもらったり、裁判所の記録の確認を行ってもらった。本人は直接、養子となる前に暮らしていた児童養護施設に問い合わせもしていた。

こうした取り組みを通し、相談者が実親に対して伝えたいことや聞きたいことが整理されてきたため、ISSJ から実親に手紙を書いて連絡をとった。しかし返事はなかった。相談者本人は改めて喪失感を抱いたが、今は実親にとって回答するタイミングではないと考えた。ISSJ として1年かけて支援を実施したが、本人は時間をおいてあらためてルーツ探しを行ないたいと意向を示し、本ケースは終了した。

3) 考察

相談者はこれまで自身が養子であることを成人になるまで知らされていなかった。養子がルーツを探したいと考えたとき、支援を提供できる相談窓口は少ない。相談者は情報不足のなか不安定な感情を抱いたまま相談に至ったため、養子として自分のルーツを知るための心理的な準備が必要であった。本ケースでは最終的に実親と連絡をとることはできなかったが、養子自身が一段階ずつルーツ探しのプロセスに取り組めるよう支援したことで、その事実を本人なりに受け止めることができたといえる。

4) 結論

養子縁組は子どもと養親とを結び付けて終わるのではなく、養子となった子ども、養親となった親、子どもを手放した実親にとって、一生向き合い続けるプロセスである。養子縁組の事実が将来的に子どもに及ぼす影響も考慮し、必要な記録や情報を保管すること、そして当事者一人ひとりの問いかけに向き合い、思いに応える支援を提供することは、養子縁組に携わる団体の重要な役割であるといえる。

2. 面会交流

【事業概要】

離婚等により別れて暮らす親と子どもが面会できない状況を改善し、別居親と子どもとの面会交流の機会が保てるよう支援を実施する。

全国を支援対象エリアとし、ソーシャルワーカー4名が支援にあたっている。主な支援内容は父母との連絡調整と面会交流中の立ち合いである。ISSJ に直接相談のあるケースに加え、外務省の1980年ハーグ条約に係る面会交流支援事業の支援機関として、外務省が開発したシステムを使用した「ウェブ見まもり面会交流」も実施する。また、代理人等からの相談にも応じ情報提供を行なう。

なお、相談支援件数の増加にともない、2017年4月より外務省ハーグ条約支援室で援助決定のある事案および渉外事案に支援を限定している。

【実施状況】

2017年度は継続ケース21件の支援を行った。子どもの年齢は3歳から10歳と幅広く、複数のきょうだいでの面会交流も実施した。国際離婚・別居をした家族の事案が中心で、ヨーロッパやアジア、北米、そして日本国内に住む外国籍や多国籍の家族からの相談があった。

面会交流を実施した地域は、東京都内だけではなく関東、西日本など全国にわたった。面会交流の多くはソーシャルワーカーの立ち合いのもと行われ、頻度は毎月1回、3ヶ月に1回、もしくは1年に1回など様々であった。実施時間も1日1時間から数日間など各ケースによって異なった。実施場所は ISSJ 事務所内の面接室や、子どもの希望する場所、また国外に暮らす別居親には子どもと過ごす場所を提案することもあった。面会交流で子どもが楽しく別居親と過ごすために、実施に至るまで父母それぞれときめ細やかな調整を行なった。

国際離婚のケースでは、長く2カ国間に別れて生活

2017年度 面会交流支援件数

面会交流相談回数	541 回
問合わせ件数	27 件
面会交流実施件数	11 件
ハーグ条約にもとづく面会交流件数 (うちウェブ見守り面会交流件数)	4 件 (1件)
ハーグ条約枠組外の面会交流	6 件

していたために、言葉や文化の違いからコミュニケーションが妨げられることがあった。そのため、必要に応じてソーシャルワーカーが通訳や文化的な背景の説明を行なった。

今年度の傾向として、ハーグ条約室ケースも含め面会交流支援を継続的に利用する家族が増加した。面会交流を重ねることで、実施について両親の合意が形成され、子どもも面会交流の方法について共通の理解ができる。その結果、両親・子どもともに安心できる環境で交流を実施することができた。

【成果と課題】

2017年度は単発で実施する面会交流の数は減少したが、2016年度から継続しているケースについては親と子の定期的な交流を支援することができた。面会交流を重ねる中で、子どもが別居親と過ごす時間を楽しみにし、また会えるという安心感をもてるようになったこと、また、子どもにとって良い影響を与えていることを同居親が実感できたことが、実施継続に繋がったといえる。特に、親に対しては面会

交流の実施前、実施後にカウンセリングを行なうことで、それぞれの親が抱える葛藤や不安を一つひとつ整理できた。

今後の課題として、面会交流を通じた家族の関係の変化や子どもの成長に合わせながら、最終的には第三者機関の支援なしで自立した面会交流が実施できるよう、支援体制の枠組みを検討していく必要がある。

3. 外国につながる子どもの支援

【事業概要】

日本に在住する外国人の親から生まれ、無国籍状態にある子どもが国籍を取得できるよう、電話・メール・来所による相談に応じる。フィリピン大使館で出生を遅延登録する際には、個別事案ごとに相談し、必要書類を本国から取り寄せるための支援や、出生登録の手続きを怠った経緯に関係者に聞き取りして調査書を作成し、実際の登録手続きを支援する。実親が行方不明のまま、児童福祉施設に入所しているフィリピン人の未成年者がパスポートの取得を希望する際には、フィリピン大使館の協力を得て、児童相談所の所長を代理人として、申請する手続きを支援する。

【実施状況】

5年前に当事業団が子どもの国籍取得とパスポート申請を支援した2事案について、パスポートの有効期限が切れることから、更新手続き依頼が児童相談所から寄せられた。前回と同様に申請書には児童相談所長が署名し、フィリピン大使館には本人が児童養護施設の職員に付き添われて出向き、申請手続きを完了した。

無国籍状態で義務教育を終了した者、成人して就労している者の国籍取得支援は、実母の協力を得て

2017年度 国籍取得・帰国支援件数

相談回数	279回
問合わせ件数	34件
支援件数	12件

手続きを完了した事案と、手続きを進行中の事案があった。

【成果と課題】

「国籍がない」ということは、国民としてどの国からも認められていないことを意味し、子どもの権利のみならず、誰にとっても人権にかかわる大きな問題である。しかし、実生活で不都合に直面する機会が少ないことから、問題として十分に理解されていない状況がある。2017年度に支援した案件では、児童相談所や実母の協力があり、少なくとも当事者に寄り添う人々に、重要性を認識してもらうことができた。

未成年者が乳児院や児童養護施設に入所中であれば、児童相談所や入所施設の支援を得ながら、出生の遅延登録につなげることができる。しかし、一度施設を退所すると、実親が行方不明である場合には、出生登録手続きを怠った理由の説明や証明は当事者に課される。当事者は無国籍状態であることに不便を感じていないことも多く、煩雑な手続きを避けて

しまうことも多い。無国籍状態が疑われた時点で、すみやかに在日外国公館に国籍取得手続きを済ませているかどうかを確認し、必要な措置を講じることが望ましい。

また、外国で出生した者に自国の国籍を与える国籍取得手続きは、各国によって異なる。例えば、外国で生まれたタイ人は、本国に帰国して国民証（ID）の交付を受けなければならない、国民証をもたない者から生まれた者の出生登録は認めない、という国もある。国民証をもたないタイ人が日本で出産をすると、生まれた子どもはタイ国籍を取得することができず、無国籍となる。このように無国籍状態で取り残される子どもをどのような方法で救済することができるのか、関係機関や支援機関と協議を続けていく必要がある。

4. 難民支援

【事業実施の背景】

2017年、日本における難民申請数は19,628人にのぼり、過去最高を更新した。難民申請の結果が出るまでは平均で8ヶ月を要し、数年に及ぶこともある。先の見えない難民申請中の生活は、物質的にも精神的にも大きな制約を強いられる。難民申請者の中には、在留資格を与えられず、入国管理局の施設に収容されている者や収容される不安にさらされながら生活している者も存在する。また、在留資格の有無に関わらず、日本社会において難民に対する理解が乏しい故に、必要なサービスを受受できないこともある。

【事業概要】

カウンセリングを通して一人ひとりの背景を考慮し、情報提供や、行政や教育機関、医療機関等との連携を行なう。中長期的な視野に立ち、日本社会への適応と、統合へ向けた支援を提供する。

【実施状況】

● 生活に関する相談支援

生活に関する様々な相談に応じ、関係各所と連携すると共に、カウンセリングを行ないながら必要に応じて同行支援も実施した。2017年度は主に下記に関わる支援を提供した。

- ・医療へのアクセス
- ・妊娠、出産、子育て
- ・子どもの就学支援
- ・妻子の呼び寄せと呼び寄せ後の妻子の社会統合
- ・家庭内での不和、ドメスティックバイオレンス

● 収容所でのカウンセリング

UNHCRのパートナー団体として東日本入国管理センター及び東京入国管理局の収容施設を訪問し、カウンセリングを実施した。

● コミュニティ支援

難民コミュニティとは、同国・同族出身の難民や

2017年度 難民・難民申請者相談支援件数

支援ケース数	287件
相談回数	2222回
入国管理局でのカウンセリング実施回数	137回
収容所訪問回数	25回
相談者の国籍	36ヶ国

難民申請者がある一定の地域に集住し、相互に助け合って暮らしている状態のことを指す。2017年度は、群馬県にあるムスリム系の難民コミュニティを対象に、日本社会との相互理解促進に取り組んだ（次頁事例研究参照）。



群馬県・館林市と共催
した防災ワークショップ
2018年2月11日

【成果と課題】

ISSJに相談に訪れる難民/難民申請者の多くは、複合的な課題を抱えていることが多い。全てを一度に解決することは難しいが、相談者のニーズを見極め、必要な働きかけを行なうことが出来た。

例えば、在留資格を得たことで就労への道が開けた青年の、就学と就労との間で揺れる想いに寄り添いながらも、将来的な自立を見越した選択ができるようにカウンセリングを重ねた。その結果、無事に夜間中学校を卒業し、高校に進学するに至った。また、収容されている難民申請者の中には、社会的に隔離され情報も遮断された状況に希望を見いだせず、

自傷行為に及ぶ者もいる。2017年度には病気による死亡者が出たため収容者内で動揺が広がったが、早急に訪問してカウンセリングを実施し、状況を把握すると共に一人ひとりの心の安静に注力した。

ISSJが介入することでもたらされる変化は、社会全体から見るとささやかなものかもしれないが、当事者にとってはその後の人生に関わる重要な意味を持つ出来事でもある。小さな成果を積み重ね、難民/難民申請者が社会に包摂されて生きていくことが出来るよう、当事者と日本社会の双方に働きかけ続けることが求められている。

● 要約

ムスリム系難民コミュニティからニーズとして挙がっていた女性の日本語習得のために、子連れでも参加できる「女性のための日本語教室」を立ち上げた。女性たちが地域社会と関わることに自信を深め、コミュニティを受け入れる日本社会が地域の課題として取り組めるよう、今後も両者を媒介することが必要となっている。



公民館での日本語教室 2017年5月

1) はじめに

社会統合とは、難民/難民申請者と受け入れ社会である日本社会の両者が、相互に適応していく双方向のプロセスである。異国の地で暮らす難民/難民申請者にとって、言語や文化・宗教を共にするコミュニティは大切な生活の場であり、心の拠り所としても機能する。しかし、日本社会と積極的に関わりを持たずとも生活が成り立つがゆえに、コミュニティそのものに日本で暮らす上で必要な情報や知識が蓄積されず、コミュニティの自立や地域との相互理解も進まないという側面があった。

2) 事例

2017年度、群馬県にあるムスリム系難民コミュニティにおいて、「女性のための日本語教室」を主軸とした社会統合プロジェクトを立ち上げた。

日本で子育てをし生活を築く上で、女性（母親）が日本語を習得する必要性が顕在化していた。しかし、ムスリムである彼女らにとって、既存の日本語教室は不特定多数の男性の出入りがあり、また子連れでの参加が難しいというハードルがあった。ムスリムコミュニティにおいては「子育ては母親が担う」とされ、女性（母親）が家の外で「自分のため」に時間を費やすことは良しとされない。こうした価値観に配慮し、家族（男性）の理解も得られる形でプロジェクトを実施することが求められた。

ISSJ では当事者との話し合いを重ね、課題解決の方法を共に模索した。その一つの答えが、女性指導者による「女性のための日本語教室」である。関係者を全て女性にするだけでなく、未就学児を連れてこられる環境を整え、学習内容も「子どもの勉強をみてあげられるようになりたい」という女性たちの想いに応えられるものとした。教室と並行して、地域住民への発信の機会（発表会、ワークショップ等）を作り、コミュニケーションを通して地域社会との

接触に自信を持てるよう工夫した。

期間：2017年5月～2018年3月

場所：地域の公民館 開催数：61回×2クラス

登録者数：29名（うち25名が継続）

指導者：2名（有資格者）

3) 考察

当事者と話し合いを重ねる中で、地域社会とのかかわりを持ち住民として定着したいという女性たちの思いに触れてきた。教室の開始直後は、会場に現れる女性たちの表情は硬く、他の利用者への挨拶もままならない状況であった。しかし、生活に必要な言葉を学び、ワークショップや会場の大掃除などを経るごとに、表情は生き活きと輝き、地域住民との関わりを楽しみ切望する姿が見られるようになった。女性たちの前向きな変化は大きな成果と言える。

一方で、社会統合におけるもう片方の側面である日本社会の変化には時間を要する。ISSJ が媒介者となることで両者を繋ぎ、将来的には ISSJ の介在なしに、難民コミュニティが地域社会の中で自立していけるよう支援を続けていくことが課題である。

4) 結論

本プロジェクトでは、当事者のニーズを正しく理解し、共に何が出来なのか考えると同時に、県や市、地域の支援者と関係を築き、双方の視点をすり合わせていくことに注力した。その過程を通し、当事者の抱える課題を個人のものとしてではなく、地域社会全体の課題として捉えるという共通認識を形成することが出来た。当事者と ISSJ、地域社会との信頼関係構築が、プロジェクト実施の土台となったといえる。

＊ 本事業は、文化庁委託による「生活者としての外国人」のための日本語教育事業として実施した。

II 調査研究・研修

1. 家庭養護促進へ向けた勉強会

WAM 助成事業

【目的】

2018年4月より「民間あっせん機関による養子縁組あっせんに係る児童の保護等に関する法律」（養子縁組あっせん法）が施行されることを踏まえ、独立行政法人福祉医療機構（WAM）の助成を受けて「家庭養護促進にむけた勉強会」－養子縁組のための家庭調査のあり方を考える－をテーマに勉強会を開催した。勉強会では、子どもたちの家庭養護を促進するために公的機関と民間団体がどのように協力できるのか、具体的な支援方法と技術について検討ならびに意見交換を行うことを目的とした。開催にあたり、日本社会事業大学専門職大学院准教授宮島清氏および、明星大学特任教授奥田晃久氏にアドバイザーをお引き受けいただいた。

【概要】

● プログラム

第1部 養子縁組当事者による講演

第2部 グループワーク：養子縁組の家庭調査において支援者に求められる支援の方法

● 参加者

乳児院、児童養護施設、児童相談所の関係者

	東京	大阪
日時	2017年11月28日	2018年1月30日
会場	日本教育会館	大阪大学 中ノ島センター
参加者数	38名	14名

【成果と課題】

2016年度に引き続き、WAM 助成事業として2年連続で東京と大阪にて勉強会を開催した。1年目であった2016年度は、養子縁組団体の取り組みや児童相談所と連携した事例を中心に紹介した。2年目となった2017年度は、より具体的な養子縁組支援の手法、特に家庭調査について学ぶ機会とした。

第1部では養子や養親自身をゲストスピーカーとして呼び、当事者の声を聴く機会を設けたことに参加者から高い評価を受けた。第2部では関係機関の職員同士でグループワークを実施し、養子縁組の支援手法や課題を共有することができた。

勉強会後に実施したアンケートでは、「これからの養子縁組・里親養育を推進していくにあたり、民間と行政が理解しあえる場はとても大切だと思う」

「色々な立場の方と話しができたことや養親当事者の話が聞けてとても貴重な機会になった」との声が寄せられた。支援者間での相互理解や支援技術に関する共通認識づくりができたことは、勉強会開催の成果といえる。



グループワークの様子 東京会場 2017年11月28日

勉強会実施後は、児童相談所からケース照会や相談が寄せられた。また、職員向け研修の講師依頼が寄せられ、これまで協働する機会がなかった子ども家庭支援センターにおいて、民生児童委員を対象に養子縁組について講義をする機会を得た。さらに、児童養護施設や乳児院から措置児童に関する相談が新規で寄せられるなど、新たなネットワークが形成されつつある。

一方、勉強会を通して明らかになった課題は、養子縁組に携わる児童福祉関係者・支援者が必要な情報を共有し、支援技術を向上する機会が限られていることだった。次年度はさらにこれらの課題に向け取り組む予定である。

2. 養子縁組後のフォローアップ調査

WAM 助成事業

【目的】

独立行政法人福祉医療機構（WAM）の助成を受け、ISSJの支援で養子縁組をした養子及びその養親に対してフォローアップのためのアンケート調査を実施した。本調査は、養子縁組がその人の人生と生活の在り方（ウェルビーイング）に与えた影響を明らかにすることを目的とする。また、調査で得られた内容を用いて、家庭養護の関係者や関係機関、政策立案者、研究者、一般市民で家庭養護に関心を持つ人々等に対して、養子や養親の体験、思い、ニーズを知ってもらい、当事者の福祉を第一とした家庭養護の推進につなげていくことを目指す。

【概要】

ISSJの支援によって養子縁組した養子及びその養親を対象に、養親と養子向けそれぞれに選択式および記述式でのアンケート調査を実施した。

調査対象	ISSJの支援によって養子縁組した養子及びその養親（1990年～2017年の間に養子縁組した家族およびルーツ探しで問い合わせをしてきた養子）		
調査票の言語	日本語、英語		
調査時点	2017年時点	調査期間	2017年9月～11月
発送先	46家族	回収数	14家族（親18票/子ども12票）

養親への質問項目	養子への質問項目
1) 養親と養子に関する基本情報	1) 基本情報
2) 養子縁組に至る経緯	2) 自分のことについて
3) 委託直後から養子縁組成立までの状況	3) 学校生活について
4) 成立後から今までの状況	4) 養親やきょうだいについて
5) 真実告知・ルーツ探し	5) 養子縁組について
6) 養親という経験について	

【成果と課題】

ISSJで養子縁組をした家族の理解と協力を得ることができ、アンケート回収率は30.4%と高かった。第一次集計から読み取れる傾向として、多くの養親の「養子縁組によって家族になる」という行為を通じて得た喜びや前向きさがあり、これから養子縁組を目指す養親希望者の励みになるとと思われる。

養子からの回答については年齢層にばらつきがあるため、今後個別の状況を考慮した分析が必要である。しかし、養子本人から回答を得ることで、養子の自己の捉え方や、家族との関係性をどのように捉えているかを知る機会となった。

今後は第一次集計結果をもとに、専門家の助言も得ながらより踏み込んだ分析を行っていく。加えて、個別インタビューによる調査を予定している。

【養親向けの調査結果より】

委託から養子縁組成立までもっとも難しかったこと

『息子は当時8歳で、すでにいくつかの委託で不調を経験していました。息子は私たちが施設に「送り返す」と確信しており、あらゆる試し行動をしました。行動の理由を理解していても、やはりとても大変でした』

これから養子縁組を希望する方へのメッセージ

『養子を迎えることは本当に素晴らしい体験です。同時に、人生で直面する最も困難な挑戦かもしれません。それでも子どもには愛情を注いでくれる親が必要です。良いときも悪いときもありましたが、私たちは家族に成長しました。子どもたちを愛し、見守ることは、大きな喜びです』

『出来る限り沢山の養子たちの声を聞いてください。養子縁組は素晴らしいことですが、必ず喪失が伴います。厄介で、悲しく、複雑な側面も含め大切にしなければなりません。』

【養子向けの調査結果より】

養子であることについてどう思いますか？

『育っていくうちは恥ずかしいことだと思いました。今現在は、自分の経験を他の人たちと自信をもって共有できます。』

『誰かが私のことをとても気にかけてくれたのだと感じています。』

III 広報活動

1. チャリティ映画会&バザー開催

毎年恒例となっている年2回のチャリティ映画会&バザーを、神保町の一ツ橋ホールで開催した。開催日の約3ヶ月前より週に一度ISSJの事務所にボランティアが集まり、イベントの案内発送、参加券の発券・発送、バザー品の準備を行なった。

チャリティバザーでは、障害のある方々の自立と社会参加を支援する福祉作業所さんに自主製品を販売していただき、地域福祉とのつながりを深めることができた。開催にあたり、多くの個人・団体からお力添えをいただいた。

	第74回	第75回
上映作品	ストリートオーケストラ (ブラジル 2015年) 	幸せなひとりぼっち (スウェーデン 2015年) 
来場者数	800 名	750 名
収益	1,844,505 円	1,699,847 円



イベントを支えてくださった企業・団体

板橋区立小茂根福祉園 KOMONEST、一般財団法人 日本教育会館、岩波ホール、NPO 法人多文化間メンタルヘルス研究所、NPO 法人シンピオシス、NPO 法人難民自立支援ネットワーク、オタフクソース株式会社、株式会社川崎フロンターレ、株式会社クワバラ・パンブキン、株式会社東急レクリエーション、株式会社モン・スイユ、株式会社 APA、カルビー株式会社、工房わかぎり、合同酒精株式会社、桜東京パイロットクラブ、社会福祉法人あかねの会、社会福祉法人浦河べてるの家、社会福祉法人視覚障害者支援総合センター、社会福祉法人山鳥の会、新宿区新宿福祉作業所、大和ハウス工業株式会社、ちよだボランティアセンター、TM コミュニケーションサービス株式会社、遠山偕成株式会社、東洋大学ボランティアサークル「ビブス」、文京ボランティア・市民活動センター「フミコム」、日本女子大学社会福祉学科卒業生の会・みどり会、認定 NPO 法人サービスグラント「ママボノ」、ハーバーベスト・パートナーズ・ジャパン、三井生命保険株式会社、ラルフローレン株式会社

映画会ボランティア（準備・バザー販売・バザー品提供）の皆様（敬称略）：

赤星ひかる、阿部有希、飯島澄子、糸井直子、大島ジョセフ、大森邦子、大山妃奈子、小田部京子、海藤龍、柿島宏治、加藤泰資、川又瑞生、川村庸子、北村葉奈、木村千草、楠田美咲、久多里仁礼、小出千晶、行田綾花、坂口怜、笹谷由佳、佐藤菜央、佐藤晶子、里川顕一郎、澤地渉、椎名康恵、塩澤春菜、篠崎裕子、白鳥和美、白鳥秀行、宋倫、瀧瀬泉実、武田桃李、谷口綾子・祐子、玉川朝恵、手塚大和、仲川琴香、仲村亜衣美、中山八枝子、成島昌子、仁木香織、蜷川みつぎ、二瓶楓也、野村めぐみ、橋本幸治、浜田隆平、林滋、原田宗和、針替美穂、樋口茜音、平岡きよ子、平田聡美、廣田幸毅、福島正樹、細矢次子、堀江美帆、三上登與子、宮川あみ子、村山恵理、森恭子、柳生直彦、安田雅美、柳内佳久子、山口航平、山本和子、吉岡美佐子、吉永弘子、匿名希望

2. チャリティコンサート開催

2017年12月25日、紀尾井ホールにジャズアーティストを迎え、チャリティコンサートを開催した。ジャズ界の大御所・秋吉敏子さんと、パートナーでサクソ奏者のルー・タバキン氏を中心に、日本・韓国・デンマークから ISSJ の活動に賛同するミュージシャンが集まった。ソロあり即興あり、弾むような曲から心に染みる音色まで、クリスマスの夜、観客は多様なアーティストと共に心躍る楽しいひと時をすごした。



出演者（敬称略）

ピアノ： 秋吉敏子
フルート&サクソ： ルー・タバキン
ヴァイオリン： マッズ・トーリング
太鼓パーカッション/尺八/ヴォーカル： 廣田丈自
ピアノ： 黒田亜樹
ヴォーカル： イ・ヒョヌク
ヴォーカル： 牛丸麻衣子

IV 会員・寄付者名一覧

2017年度も多くの方々を支えられて活動することができました。役職員一同、厚く御礼申し上げます。（敬称略・五十音順）

相原稚椰子、浅野良子、安達由喜子、雨谷直子、安在美佐子、飯島澄子、飯田節子、飯田知恵子、五十嵐千恵子、生田寧子、井口恵、池田静子、池田良子、伊佐山治子、石井望、石川早苗・潔、石川美絵子、石塚成子、伊集院朋子、糸井直子、伊藤裕司、伊藤陽子、犬塚静衛、茨木一行、上治弘正、上野田鶴子、上原秀子、内田郁野、内田京子、梅田勝利、梅田和信、浦野ひろ子、江橋利子、大江佐知子、大島賢三、大谷リツ子、大野佳男、大森邦子、岡田まき、萩野紗矢香、押切重喜、小田垣陽子、柿崎瑠美子、花巖昭夫、梶原初代、鹿島真知子、柏三八子、桂井宏一郎、加藤ちどり、金澤誠・紀子、金子のぶ、金田健史、上村由三子、川上賤子、川崎和子、川島敬久、川名秀秋・順子、川原浩子、川村庸子、河本若江、菊池緑、岸田節子、木下和子、木村喜代子、倉内欣江、小泉絢子、小泉隆子、神頭美代子、河野もと子、小館静枝、後藤静子、小林紀子、小林富美子、小諸圭子、齊藤淑子、嵯峨明美、坂野利江子、阪本晴美、櫻木康裕、佐々木朝子、佐藤太一、佐藤康仁、澤村洲子、澤村美佐子、三瓶敦子、志賀玲子、新村満香、下奥重望、齋野隆行、白鳥和美、末綱隆・陽子、鈴木恵子、鈴木智恵子、諏訪部美和子、関口彩子、高瀬正枝、高田早江子、高坪富美子、高橋恒久、高橋喜美子、高橋史朗、高久京子、田口由紀絵、竹内幸子、竹内剛、竹本もも子、田嶋和美、田中むつ子、田中順子、田辺千鶴子、田村恭子、知本哲郎・美奈子、佃啓子、都築華子、東島信明、藤堂美重子、徳生裕人、床谷文雄、戸田律子、鳥居淳子、鳥海保子・有紀、鳥山由子、内藤信子、直井秀子、中島二三子、長島幸男、中島俊子、永田綾子、中橋恵子、中村律子、成瀬安希子、西川和子、西崎善仁、西端萬里子、西山誼、新田敬子、丹羽裕子、野尻信江、野村郁子、高橋タイ、羽田文代、上手雅子、林浩康、林滋、林伸子、林貞行、林美紀、早野尚子、原清美、日比野節子、平田美子、平松貞実、昼間洋子、広渡義紀、落野紗矢香、福士敬子、福田明子、藤井華織、藤岡回光、細井純子、細淵元洋、細矢次子、本田八恵子、真木郁夫、馬島昭子、松浦今子、松田修典、松本佑子、的場理恵子、三浦三知子、三上登與子、右谷亮次・孝子、三坂昌代、御手洗美智子、岡岡芳美、宮脇由利、村田清子、村田恵子、元田悦子、安田聖子、柳内佳久子、山内洋子、山口孝子、山口要子、山崎喜美子、山崎勝、山下恒子、山野井幸子、山本進三、山本純江、山本光子、由井ちよ、湯沢雅彦、弓場文郎、吉田サヨ、吉田雅子、吉永通憲・しのぶ、脇山伊津子、渡辺雅子、渡辺幸子、渡辺正子、桜東京パイロットクラブ中島恵子、みどり会西敬子、株式会社柘製作所、実践倫理宏正会、聖心女子学院、ハーバーベスト・パートナーズ・ジャパン株式会社、匿名希望

V 会計報告

事業活動	収入	会費収益		510,000
		団体会員費	240,000	
		個人会員費	270,000	
		寄付金		13,289,334
		指定寄付金	4,199,926	
		一般寄付金	5,515,427	
		催物寄付金	3,573,981	
		共同募金		190,000
		東京都共同募金会	190,000	
		補助事業		25,661,673
		日本財団事業（養子縁組）	4,950,000	
		日本財団事業（子ども・家族）	8,910,000	
		JKA 補助事業	3,440,544	
		パナソニック NPO サポートファンド	192,926	
		国連難民高等弁務官事務所	2,231,750	
		文化庁事業	2,400,000	
		福祉医療機構事業	2,720,000	
		外務省ハーグ条約室	365,948	
		マリア基金	450,505	
	合計		39,651,007	
	支出	人件費		5,643,124
		事業費		1,227,573
		事務費		7,574,241
		減価償却費		179,221
		その他事業費		29,603,277
		合計		44,227,436
	事業活動収支差額			-4,576,429
事業活動外	収入	雑収入		91,646
	支出	雑損失		0
	事業活動外収支差額			91,646
当期活動増減差額				4,484,783
前期繰越活動増減差額				13,384,104
次期繰越活動増減差額				8,899,321

VI 補助金・助成金完了報告

以下の事業は目的どおりに完了したことをご報告します。

	補助・助成事業名	補助金額
 公益財団法人日本財団	『国境を越えて移動する子ども、家族のための相談援助』 日本在住の無国籍児・外国籍児のための国籍取得・家族再会支援、国際結婚の破綻に伴う未成年者の家族再会支援、定住難民・難民申請者への福祉的支援をおこないました。	¥8,910,000
	『社会福祉を基盤とする養子縁組』 子どもの福祉のため相談援助事業を強化し、子どもの委託後の支援体制づくり、ルーツ探し支援をおこないました。	¥4,950,000
公益財団法人 JKA	『子どもが幸せに暮らせる社会を創る活動』	¥3,440,544
国連難民高等弁務官事務所(UNHCR) (期間：2017年1月1日—2017年12月31日)	『Enhancing Asylum Space in Japan/Strengthening and Enhancing Community Mobilization』	¥1,699,933
文化庁	『「生活者としての外国人」のための日本語教育事業』	¥2,400,000
東京都共同募金会	『日本在住の外国籍・無国籍児童、難民・難民申請者への緊急援助事業』	¥190,000
独立行政法人医療福祉機構 (WAM)	『家庭養護促進のための基盤づくり事業』	¥2,720,000

VII 役員名簿

(2018年3月時点)

理事会、評議員会は2017年度、新しい体制で運営を開始しました。

理事長	永坂 哲	鶴見大学歯学部教授、鶴見大学国際交流センター主任
常務理事	石川 美絵子	2010年4月 ISSJ 入所、2016年より常務理事
理事	畑山 篤	日本テレビ 海外ビジネス推進室室長
	篠原 敏夫	日本空港ビルデング常務取締役執行役員
	藤橋 由紀子	株式会社コンコルディア社長
	神田 憲次	神田憲次税理士事務所長、衆議院議員
監事	林 滋	国際石油開発帝石株式会社 元監査役
	山本 一雄	国際石油開発帝石株式会社 常勤監査役
評議員	池田 千鶴子	ハーピスト・大阪医科大学看護学部非常勤講師
	鶴川 晃	大正大学人間学部 人間環境学科 准教授
	大森 邦子	日本国際社会事業団 前常務理事
	佐伯 英隆	京都大学公共政策大学院 名誉フェロー
	野田 文隆	めじろそらクリニック 院長
	御手洗 美智子	ガウチャー大学 理事
	吉永 通憲	ディーコープ株式会社 エグゼクティブアドバイザー

社会福祉法人 日本国際社会事業団 (ISSJ) 2017年度事業報告

2018年6月30日発行

発行：社会福祉法人 日本国際社会事業団

International Social Service Japan (ISSJ)

発行責任者：常務理事 石川 美絵子

発行所：〒113-0034 東京都文京区湯島1-10-2 御茶の水 K&K ビル3F

TEL：03-5840-5711(代) FAX：03-3868-0415

E-mail：issj@issj.org URL：www.issj.org

